

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

古平町立診療所・古平町介護医療院 海のまちクリニック

1 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する基本的な考え方

古平町立診療所・古平町介護医療院海のまちクリニック（以下「施設」という。）は、感染症等に対する抵抗力が弱い方々が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況であることを認識しなければならない。

このような前提に立って施設は、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染症発症時には迅速で適切な対応に努める必要がある。

感染症・食中毒の予防及びまん延防止に取り組むにあたり、すべての職員がこれらを理解し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

2 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する基本的方針

(1) 平常時の対応

ア 施設内の衛生管理

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めるものとする。また、厨房設備、洗面所、トイレ及び汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃及び消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理や清潔の保持に努めるものとする。

イ 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒及びうがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液、体液、排泄物及び嘔吐物等を扱う場面においては細心の注意を払い、適切な方法で対処することとする。入所者等の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、入所者等の健康状態を注意深く観察することに留意することとする。

ウ 面会者・外来者への衛生管理の周知を図り、まん延防止に努めることとする。

(2) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「感染症対策マニュアルの手順」に従い、感染の拡大を防ぐために下記の対応を図ることとする。

ア 発生時の状況把握

イ まん延防止のための措置

ウ 有症者への対応

エ 関係機関との連携

オ 行政への報告

3 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する体制

(1) 感染対策委員会の設置

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、「感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の構成員

- ア 所長
- イ 医師
- ウ 事務長
- エ 介護支援専門員
- オ 看護職員
- カ 介護職員
- キ 管理栄養士
- ク 事務職員

(3) 委員会の開催

委員会は3か月に1回以上、定期的に開催する。また、感染症発症時等、必要時には随時開催する。

(4) 委員会の役割

- ア 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- イ マニュアル等の整備
 - (ア) 各感染症の予防マニュアル、各感染症対応マニュアルの作成
 - (イ) 感染症等の未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じて更新する。
- ウ 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ 入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）、職員の健康状態の把握と対応策
- オ 新規入所者等の感染症の把握と対応策
- カ 感染症及び衛星管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- キ 感染症対策実施の状況の把握と評価
- ク 予防対策に必要な物品及び感染症拡大防止に必要な物品の確保と補充

(5) 職員の健康管理

- ア 職員は年1回の健康診断を実施する。
- イ 職員が感染症をり患している場合は、感染症経路の遮断のため、完治するまで適切な処置を講ずる。

4 各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

(1) 所長

- ア 感染症・食中毒の予防及びまん延防止体制のための統括責任者
- イ 感染症発生時の感染症対策委員会の招集
- ウ 報道関係への対応

(2) 医師

- ア 診断、処置方法の指示
- イ 各協力病院との連携

(3) 事務長

- ア 所長の補佐及び不在時の対応
- イ 感染症発生時の状況把握及び指示
- ウ 職員の安全確保
- エ 地域の感染症の発生状況の把握
- オ 緊急連絡体制の整備（行政機関等）
- カ 備品の整備

(4) 介護支援専門員

- ア 地域の感染症の発生状況の把握
- イ 入所者等の安全確保
- ウ 業務の優先順位の整理
- エ 看護師と連携を図り、感染症・食中毒の予防及びまん延防止対策を強化すること
- オ 緊急連絡体制の整備（家族等）
- カ 発生時、まん延防止のための対応と指示
- キ 経過記録の整備
- ク 家族への対応
- ケ 職員への教育

(5) 看護職員

- ア 医師、協力病院との連携
- イ ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ウ 衛生管理、安全管理の指導
- エ 外来者への指導
- オ 予防対策の啓発整備
- カ 早期発見、早期予防の取り組み
- キ 経過記録の整備

- (6) 介護職員
 - ア 各マニュアルに沿ったケアの確立
 - イ 入所者等の安全確保
 - ウ 介護支援専門員、看護職員及び管理栄養士等との連携
 - エ 入所者等の状態把握
 - オ 衛生管理の徹底
 - カ 経過記録の整備
- (7) 管理栄養士
 - ア 食品管理、衛生管理の指導
 - イ 食中毒予防の教育、指導の徹底
 - ウ 看護職員の指示による入所者等の状態に応じた食事の提供
 - エ 経過記録の整備
- (8) 事務職員
 - ア 施設内の環境整備
 - イ 備品の整備

5 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

感染症・食中毒の予防及びまん延防止に取り組むにあたり、委員会を中心として感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する職員への教育・研修を定期的かつ計画的に実施する。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）
- (2) 新任職員に対する事故発生防止の研修
- (3) その他、必要な教育・研修

6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当該施設に掲示するとともに、ホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができる。

附 則

この指針は、令和4年6月1日より施行する。